

議案第 1 号

令 2 都市計画第 364-1 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。
この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 2 号

令 2 都市計画第 364-2 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。
この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 3 号

令 2 都市計画第 364-3 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 4 号

令 2 都市計画第 364-4 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 5 号

令 2 都市計画第 364-5 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村岡 嗣 政

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 7 号

令 2 都市計画第 364-7 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。
この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 8 号

令 2 都市計画第 364-8 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。
この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第9号

令2都市計画第364-9号
令和2年(2020年)8月20日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村岡 嗣 政

萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

